

児童虐待の早期発見および

防止に向けての提言

平成 21 年（2009 年） 7 月

大阪市児童虐待防止支援委員会

目 次

I	はじめに	P 1
II	事件の経緯と当該校の対応	P 2
	(1) 事件の経緯	P 2
	(2) 当該校の対応	P 3
III	問題点の整理	P 5
	(1) 学校における問題点	P 5
	(2) 教育委員会における問題点	P 5
	(3) 本委員会における問題点	P 6
IV	提言	P 7
	(1) 教職員の対応	P 7
	(2) 校園内組織体制の確立	P 7
	(3) 教育委員会としての支援	P 8
	(4) 行政機関の協同した取り組み	P 10
V	おわりに	P 11
	委員名簿	P 12
	開催経過	P 13

I はじめに

平成16年1月、本市住吉区内の小学校において児童虐待致死事件が発覚したことをふまえ、平成17年6月、大阪市児童虐待防止支援委員会（以下「本委員会」という。）が設置された。本委員会は、医師・ソーシャルワーカー・臨床心理士・弁護士等の専門家からなる委員で構成されており、様々な児童虐待ケースについて、要請に応じて助言を行ったり、一堂に会して多面的に協議したりするなど、児童虐待に関する課題解決にむけて、各校園への支援を行ってきた。

また、平成18年3月、本市教育委員会は、「児童虐待の防止等に関する法律」の一部改正をふまえ、教職員の手引き「児童虐待の早期発見と防止 子どもの『安心』への支援」改訂版をまとめ、各校園に配付し、研修、啓発を行ってきた。

ところが、平成21年4月、西淀川区の小学校4年生の児童が遺体で発見され、当該児童の母親と同居男性が死体遺棄と保護責任者遺棄致死の疑いで逮捕されるという事件が起こった。この事件は社会的に大きく取り上げられ、児童のあざなど虐待を疑わせるサインを発見しながら、児童が命を落とす結果となってしまったことから、学校をはじめとする教育関係者に対して多くの批判の声が寄せられた。

本委員会は、今回の事件を教育の視点から検証し、さまざまな角度から問題点の整理を行った。この検証は、当該学校の対応だけを単純に問題視することでは、再発防止のための教訓を導き出すことはできないとの観点に立って行っている。現場の教職員が虐待の疑いを持ちながら教育委員会や関係諸機関との連携にまで至ることができなかつたことは、むしろ連携をうまく図ることができなかつた何らかの要因があることを意味し、その要因を取り除くことこそが重要である。本委員会は、これまで児童虐待に関する各校園への支援を行ってきたが、まだ十分に活用されているとはいえないという反省のもとに、複数の視点から各校園をサポートする体制を一層充実させ、各校園と共に児童虐待の解決にあたることを柱にした今後の方向性を示す提言をまとめた。

教育委員会および各校園の取り組みが着実に積み上げられ、関係諸機関との連携を密にしながら、地域全体に児童虐待防止のためのネットワークが構築されることを期待する。

II 事件の経緯と当該校の対応

(1) 事件の経緯

本事件の経緯は、おおむね以下のとおりである。

○ 事件が発生する4月7日までの経緯について

- ・ 平成20年12月25日(木)、当該児童が佃西小学校に転入する。
なお、当時の当該児童の家族構成は、同居男性(内縁男性)、母、当該児童、当該児童の双子の妹及び同居男性の息子の5人であった。当該児童は、同居男性のことを「お父さん」と呼んでいた。
- ・ 平成21年1月8日(木)、3学期の始業式で佃西小学校へ初登校する。
- ・ 1月15日(木)、担任が朝の児童集会時、当該児童の左頬にあざを発見する。
- ・ 1月16日(金)、学年主任と養護教諭は再度あざを確認した後、教頭に報告する。
- ・ 1月19日(月)、校内で関係者が協議し、「見守る」方針を出す。
- ・ 1月21日(水)、双子の妹は、実父のもとへ戻り、佃小学校に転校する。
1月は発熱と腹痛で3日欠席する。保健室来室状況は3回。
2月は発熱で1日欠席する。保健室来室状況は2回。
- ・ 3月11日(水)、体調不良で欠席し、これより修了式である3月24日(火)まで「体調不良」と「発熱」を理由に欠席する。
- ・ 3月18日(水)、担任は、当該児童がインフルエンザかもしれないと心配して、家庭訪問を申し出るが、同居男性から家の都合で会えないと訪問を断られる。
さらに担任は、同居男性から「和歌山の祖母のところへ預けている」と聞かされた。
- ・ 3月24日(火)、修了式。
- ・ 3月24日(火)・25日(水)、通知票と学年末の書類を届けるために、担任は再度家庭訪問を申し出るなどしたが、同居の男性から「今から出かけるので無理」「自分も母親も夜遅くまで働いている」として、訪問を断られる。
- ・ 3月25日(水)、同居男性との電話で、担任は、4月7日(火)の入学式の日、通知票と学年末の書類を渡す約束をする。
3月は発熱と体調不良で8日欠席する。11日(水)までは欠席なし。
保健室来室状況は2回。体育を見学した日が2日あった。

○ 事件が発生した4月7日以降の経緯について

- ・ 平成21年4月7日(火), 同居男性の息子の入学式に, 母, 同居男性, その知人男性が出席する。
- ・ 4月7日(火), 「入学式より帰宅したところ, 当該児童がいないことに気づき, 夕刻になっても帰宅しない」として, 母親が西淀川署に捜索願を出す。
- ・ 4月8日(水), 母親が学校へ連絡, 学校より教育委員会へ第一報が入る。
- ・ 4月10日(金), 警察による公開捜査となる。
- ・ 4月23日(木), 母, 同居男性, その知人男性の3人が死体遺棄容疑にて逮捕, 5月13日(水)に死体遺棄罪で起訴される。
- ・ 6月10日(水), 母, 同居男性の2人が保護責任者遺棄致死罪で追起訴される。

(2) 当該校の対応

- ① 平成20年12月25日(木)に当該児童が佃西小学校に転入した時
 - ・ 転入前の佃小学校の管理職より, これまでの家庭状況や児童の様子について, 離婚による転出であること, 姉と別れて生活すること, 母親の養育にややルーズな面が見られることなどを引き継いだ。その際, 佃西小学校では, 新しく生活環境が変わっていることも考慮して, 先入観をもたずに指導していこうと方針を立てた。
- ② 平成21年1月15日(木), 担任が, 当該児童の頬にあざを発見した時
 - ・ 担任は放課後, 当該児童と双子の妹から話を聞き, 「当該児童が新しいお父さんに叩かれた」との情報を得て, 学年主任に相談する。なお, あざは一見して目立つようなものではなかった。
 - ・ 翌1月16日(金), あざを学年主任・養護教諭も確認する。
 - ・ 担任は, 母親に電話で様子を聞いたところ, 母親からは「よくころんであざを作る」という説明を受けた。
 - ・ 養護教諭は, これらを教頭に報告する。
 - ・ 校長は, 1月19日(月)に教頭より報告を受け, 職員室に管理職と養護教諭, 学年主任, 担任を集め, 頬のあざについて協議した。
 - ・ 転入後間もないことと, 家庭との関係が築けていない時期であることから, 関係機関への連絡はせず, 状況を見守る方針を立てた。
- ③ 1月26日(月), 双子の妹が転校した後
 - ・ 担任は, 仲の良かった双子の妹が転校してしまったことから, 当該児童が心細い思いをしているのではないかと心配になり, 給食の様子や, 着替え

の様子を通して、より慎重に子どもの状況を見守っていた。

④ 3月11日(水)～学年末まで欠席していた間

- ・ 担任は、母親から電話で連絡が入るか、連絡の遅い日は、学校から電話するなどして、欠席理由の確認を行っていた。担任が同居男性と電話で話したのは、3月18日が初めてである。
- ・ 3月18日(水)・24日(火)・25日(水)、インフルエンザの心配や通知票と学年末の書類を届けるために、担任は家庭訪問を申し出るなどした。その際の状況は、「Ⅱ 事件の経緯と当該校の対応」に記載したとおりである。
- ・ 家庭訪問を断られたため、4月7日(火)の入学式の際、担任が通知票を渡すことにした。
- ・ 入学式で担任は「明日、会うのを楽しみにしている」と母親に声をかけ、休み中の様子を伺うが、母親はあいまいな返答をしていた。

⑤ 4月8日(水)、始業式の日母親より捜索願が出されたと聞いた時

- ・ 校長が教育委員会へ報告する。

Ⅲ 問題点の整理

(1) 学校における問題点

- ① 学校は、当該児童の頬のあざを確認したとき、虐待による被害の可能性があると認識していた。そして、関係教職員による協議の結果、「見守り」を行うと決定した。関係者は虐待に関する一定の危機感を持っていたようであるが、このときに、「見守り」の方法や、期限を決めて定期的に児童の状況に関係者で話し合う体制を取ることはなかった。また、当該児童及び保護者についての情報を転校前の小学校からより多く収集するなど、この時点で可能であったもう少し踏みこんだ検討や対応を行うまでに至らず、「先入観を持たずに指導する」という考えが優先して、虐待に関する家庭の不安要素が打ち消されてしまった。
- ② 「見守り」の体制の中で「双子の妹の転校」「当該児童の体育の授業の欠席」「3月11日以降の欠席」「欠席の際の保護者の発言や態度」等から一定の不安感は、担任をはじめ関係教職員の意識の中で大きくなっていったと思われる。しかし、それが再度の学校内での検討や教育委員会、本委員会、区役所の子育て支援室や児童相談所等の関係機関に相談、通告等するまでにいたらなかった。

この経過の中では、3月11日から欠席が続いた際に、もう少し早い段階で家庭訪問を試みるべきであったのではないかと考えられる。

また、特に、3月18日にはインフルエンザの心配をして、24日、25日は通知票と学年末の書類を届けるために、担任は家庭訪問を申し出るなどしたが、同居の男性から「和歌山の祖母のところに預けている」「今から出かけるので無理」「自分も母親も夜遅くまで働いている」などとして、訪問、接触を断られている。この段階において、教育委員会への相談、子育て支援室又は児童相談所への相談・通告がなされていれば、当該児童の死亡を防ぐことができた可能性がある。

(2) 教育委員会における問題点

「はじめに」でも述べたように、教育委員会は、平成18年3月に「児童虐待の早期発見と防止 子どもの『安心』への支援」を改訂し、虐待の早期発見と早期対応及び防止への取り組みを訴えてきた。それを受け、各校園では、虐待の可能性を発見したときの対応について、一定程度、認識が深まってきた。各校園が虐待の疑いがあるとして、児童相談所に通告した場合、各

校園は教育委員会に報告をすることになっている。教育委員会は年間に数十件の報告を受け、虐待事案が市内各所で減少することなく、存在することを認識していた。

このように学校現場における児童虐待問題が深刻な状況にあることや、現実に存在していると推測される各校園の子どもに対する児童虐待数や、その内容から考えると、学校現場における虐待対応を浸透させるための対策が未だ十分とはいえない状況であった。具体的には、虐待について学校現場が何らかの不安感や危機感を抱いたときに、どう対応すべきかについて、スキルアップを図る研修会等の計画的な実施や、必要に応じて各校園・教職員が教育委員会等に気軽に相談できる体制づくりが未だ十分とは言えなかった。

本件では、このような研修や体制づくりが行われていれば、本年3月11日以降欠席が続き、保護者による不審な対応がなされた時点で、当該校から教育委員会に相談が行われ、当該児童の死亡を避けることができた可能性がある。

(3)本委員会における問題点

本委員会は、定期的に長期欠席者をはじめ、困難な課題を抱えている子どもの状況について報告を受け、それぞれの専門の立場から、表面に現れていない問題にも踏み込んで検討するための方策を示したり、校園が把握した虐待のケースについて検討し、以後の子どもに対する支援において留意すべき点を明確にしたりする役割を担っている。また、個々のケースについて専門家を校園に派遣し、虐待の可能性についての一步踏み込んだ検討や対応の緊急性の有無について判断や助言を行ってきた。

本委員会としても、現実に支援を行ったケースや本市の児童虐待の実態からすると、虐待防止及び早期発見に向けた取り組みの強化を図るための教育委員会への助言等がなお不十分であったことを認めなければならない。

また、各校園が本委員会の役割を十分に理解し、児童虐待またはその疑いがあると確認したときに、各校園が相談しやすく、ニーズにあった支援を受けることができる体制となっていたのか。各校園への制度の浸透を図るための取り組みが十分ではなかったとの点も認めなければならない。

本件では、本委員会の存在が各校園に認知され、利用しやすいものになっておれば、当該児童の死亡を避けることができた可能性がある。

IV 提言

以上の事件の経緯や問題点の整理に基づいて、本委員会は、以下の通り提言を行う。

(1) 教職員の対応

- ① 子どもの様子を直接知ることのできる教職員は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努め、児童虐待を知らせるサインに気づいた時は、一人で抱えこまないで、すぐにまわりの教職員に相談してほしい。
- ② 相互に信頼することは教育の大原則ではあるが、児童虐待が疑われている場合には、子どもや保護者の言い分をそのまま信じてしまうことが、かえって子どもの安全の確保の妨げになってしまうことがあることを認識してほしい。
- ③ 児童虐待の疑いが生じた場合、子どもの校園内の生活に関する情報だけから、虐待の深刻さを判断することには限界があり、関係機関が持つ情報を総合的に検討することが重要であることを認識してほしい。
- ④ 校園においては、児童虐待の疑いが生じている場合には、当該の子どもの出身幼稚園・保育園・小学校や転入前の校園、可能な場合には地域関係者から子どもおよび保護者に関する情報を得ることができるので、活用してほしい。
- ⑤ 校園の管理職は、児童虐待の疑いが生じた場合に、虐待の不安を抱いている教職員の話をよく聞き、一部の教職員でケースを抱えることのないよう行動してほしい。管理職自らも、ケースを抱えず、時期を逸することなく、積極的に関係機関への相談、通告などを行ってほしい。
- ⑥ 児童虐待かどうかの判断や虐待ケースでの子どもや家族への支援を迅速かつ的確に講じるためには、各校園と子育て支援室、児童相談所との連携が欠かせない。各校園は、「区要保護児童対策地域協議会」に積極的に参加し、子育て支援室を含む区保健福祉センター、児童相談所、医療機関、警察、弁護士、主任児童委員などと情報の共有化を図るよう心がけてほしい。

(2) 校園内組織体制の確立

- ① 児童虐待の疑いのある子どもについて、その状況を引き続き観察する必要がある場合、校園内委員会を組織し、いつまで、どのように見ていくのか

など、期限や方法、観点を教職員間で共通認識するとともに、定期的・継続的に会議を開催し、組織として対応できるよう運営していくことが重要である。児童虐待ケースへの対応においては、「見守り」という言葉が使用されることがあるが、ただ単に「見ている」だけでは意味はないことを留意してほしい。

- ② このように意識的・定期的に児童等の状況を観察し、その状況に応じて対応できるようにする方法は、児童虐待に限らず、例えば、いじめを受けた子どもや問題行動を起こしている子どもへの対応などにも共通するものである。各校園においては、単純に組織や会議数を増やすのではなく、たとえば「配慮を要する子ども」についてまとめて一つの会議の中で検討するなど、組織の作り方や会議の持ち方を工夫することが望まれる。
- ③ 管理職は、児童虐待に関して十分な危機意識を持ち、教職員からの情報には細心の注意を払うとともに、教職員が把握した情報は必ず管理職の元に入るよう徹底することが大事である。そのためには、校園長がリーダーシップを発揮し、教職員間で情報の共有が図られるよう、風通しのよい校園内の体制作りを心がけることが求められる。
- ④ 特に小学校の場合、児童虐待や学校での問題行動を初めとする配慮を要する児童の生活指導にかかわる問題について、児童の特性や家族背景に踏み込んだ検討をしたり、校内調整や校外の関係機関との連携を担うことのできる教職員を配置したりすることが、早期対応や早期解決に繋がるものと考えられる。現在の教職員の状況を考えると、これらの教職員の配置については加配を含めた検討が必要であろうが、仮にそれが困難であれば、教育委員会内に、例えば管理職をはじめ教職員を対象とする専門の相談窓口を設ける等これに代わる取り組みを行い、校園に対する支援体制を強化すべきである。

(3) 教育委員会としての支援

- ① 教育委員会は、児童虐待は、いつ、どこでも起こりうる可能性があり、現場の教職員が一人で抱え込んでしまう危険性があるとの認識を持ち、校園を支援するにあたっては、児童虐待を疑った教職員が他の教職員や関係諸機関の支援を受けやすくするにはどうすればよいかとの観点を一層強化すべきである。
- ② 児童虐待への対応がわかりやすく理解できるリーフレット等を教職員に配

付するなどして、教職員が虐待にすみやかに対応できるよう支えていく必要がある。

- ③ 児童虐待のサインは、子どもからの聞き取りや子どもの何気ない行動、保護者との会話の中から読み取れることも多い。教育委員会は、教職員が、虐待のリスク要因や判断ポイント、メカニズム等についての知識を取得できるような研修会を継続的に実施するとともに、教職員が研修会に参加しやすい体制を整えることが大切である。
- ④ 研修の方法としては、ケーススタディを交えた実践的な研修、校園での子どもへの教育支援に役に立つと参加者が実感できる研修を基本にすべきであり、研修に際し、校園からの相談には、教育委員会として、適切なアドバイスを行うなど、校園を支援していくことが必要である。
- ⑤ 管理職に対しては、年度当初に研修などの場を通じて、児童虐待についての意識の浸透を図ること。研修の実施にあたっては、子どもの安全確保という観点からはもちろんのこと、学校の適正な運営管理という観点からも、児童虐待の疑いのあるケースを一部の者で抱え込むことが不適切であることを周知する必要がある。
- ⑥ 児童虐待に関しては、校園が保護者の対応等に苦慮し、結果として、適切な判断ができないケースもある。また、漠然と不安を感じるが誰に相談をして良いのかもよくわからない場合もある。各校園からの相談に対し、教育委員会がともに手立てを考える姿勢を示すことが重要である。前述のとおり、校園から見て気軽に相談できるような専門的な相談窓口を、教育委員会内に設けるなどの体制作りを図ることが必要である。
- ⑦ 各校園に本委員会の役割及び活動等を周知し、校園が活用しやすいように努めることが大切である。
- ⑧ 本委員会は、ケース会議において、校園が取るべき方策や留意すべき点等について、適切にアドバイスを行い、校園のニーズに応えることが、以後の支援要請に繋がることを十分に認識して、活動の質及び量を充実させる取り組みを強化することが必要である。なお、本委員会が行う支援の形態については、委員を派遣してケース会議を開催するという方法以外にも、小さな疑問にも対応できるよう専門家が直接相談に応じたり、教育委員会が行う相談活動にアドバイスを行ったりするなど柔軟な活動を行うことも必要である。

(4) 行政機関の協同した取り組み

- ① 児童虐待の早期発見と防止について、保護者や地域住民の理解を深め、意識を向上させることは、校園や児童相談所に児童虐待に関する情報を提供しやすくするためにも重要なことである。教育委員会事務局、こども青少年局、市民局、健康福祉局など関係局が連携し、子ども、保護者、教職員を含め、広く市民に行き渡るような「児童虐待の早期発見と防止」に関する啓発活動を強化することが必要である。
- ② 関係局が一体となって、校園や区子育て支援室、児童相談所、要保護児童対策地域協議会など関係機関が緊密に連携しやすくなるように努めることが必要である。
- ③ 子どもや保護者、また児童虐待を発見した者等が、いつでもどこでも相談できるような電話相談窓口を設置することが必要である。

V おわりに

本委員会では、今回、西淀川区の小学校の児童が死亡した事件を受けて、臨時全体会を開催し、なぜこのような結果となってしまったのか、様々な視点から検討し、4回の小委員会で協議を重ねて、今回の提言を行った。

児童虐待の早期発見・早期対応、また、児童虐待を受けた子どもの心のケアに対する校園や教職員に向けられる期待は大きいものがある。確かに子どもと日々、直接対面する教職員は、誰でも虐待を見抜くことができる鋭敏な感覚を磨いておくことが必要である。

しかし、校園という一機関のみの対応にすべての問題の解決を求めるには無理がある。児童虐待は、子どもや保護者の心の問題や地域や家庭、環境の問題が複雑に絡み合う社会的な課題を背景とする非常に複雑な問題である。児童虐待の対応を行うにあたっては、さまざまな機関の人がそれぞれの立場の目で見立て、関わっていくことが必要であり、教職員はこのことを改めて認識しなければならない。

関係機関に相談や通告を行うことで、その事案を見る目がさらに増えることになる。児童虐待の早期発見と防止のためには、多くの人の目を見て、多くの人によって判断し、多くの人の手によって取り組みがなされなくてはならない。このような意識をまず、校園の教職員が持つことが、より迅速で適切な対応につながる。そして、このことを実現するためにも、校園が、関係機関に子どものことを気軽に相談したり、情報交換したりできるような体制づくりを教育委員会に期待する。

この提言が具体化され、各関係機関と校園、教育委員会、児童虐待防止支援委員会等がより密接に結びつき、手を携えて、児童虐待の早期発見と防止に向けて全力で取り組んでいくことが必要である。

平成 21 年度 児童虐待防止支援委員会 委員名簿

区 分	名 前	勤 務 先
医師(小児科)	澤田 好伴	此花区保健福祉センター医務保健長
	山田 浩	総合医療センター小児内科部長
医師(精神科)	小土井 直美	大阪樟蔭女子大学人間科学部教授
	*鄭 庸勝	社会福祉法人天心会小阪病院医師
	横井 公一	関西福祉科学大学社会福祉学部教授
ソーシャル ワーカー	*井上 序子	大阪保健福祉専門学校非常勤講師
	河井 美砂	大阪青山短期大学非常勤講師
	田中 文子	子ども情報研究センター所長
	*津崎 哲郎	花園大学社会福祉学部教授
	西 友子	大阪樟蔭女子大学人間科学部講師
弁護士	石田 法子	ライオン橋法律事務所所属
	○*岩佐 嘉彦	いぶき法律事務所所属
	岩田 祐子	未癸法律事務所所属
	大田口 宏	大雪(たいせつ)法律事務所所属
	*峯本 耕治	長野法律事務所所属
	雪田 樹理	女性共同法律事務所所属
臨床心理士	◎*梶谷 健二	大阪府臨床心理士会会長
	*木南 千枝	大阪市スクールカウンセラー
	巽 葉子	大阪市スクールカウンセラー
	西井 恵子	大阪市スクールカウンセラー
行政関係者	*谷井 雅美	大阪市中央児童相談所長
	*市村 好弘	大阪市中央児童相談所児童援護担当課長

◎：座長 ○：座長代理[委員] (敬称略 区分ごとに五十音順)

協力員

名 前	区 分	名 前	区 分
*良原 恵子	臨床心理士	本多 利子	臨床心理士
巽 美文	臨床心理士	藤井 恵	臨床心理士
近森 聡	臨床心理士	武田 芳子	臨床心理士
中村 圭介	関西大学大学院心理学専攻博士課程		

*小委員会委員

事務局

指導部長、教育活動支援担当部長、業務調整担当課長、初等教育担当課長、
中学校教育担当課長、特別支援教育担当課長、首席指導主事(人権教育担当)、
首席指導主事(生活指導担当)、首席指導主事(教育相談担当)

大阪市児童虐待防止支援委員会 開催経過

平成21年

5月8日(金) 第1回委員全体会

- 事件の概要説明
- 質疑応答
- 協議
 - ・当該校の対応について

5月21日(木) 第1回小委員会

- 第1期調査(5/1～14に対面できなかった幼児・児童・生徒数)の報告
- 質疑応答
- 協議
 - ・事件の検証
 - ・校園内の組織作り
 - ・学校園へのサポート
 - ・関係機関との連携
 - ・研修と手引きの活用

6月9日(火) 第2回小委員会

- 第2期調査(5月末までに対面できなかった幼児・児童・生徒数)の報告
- 小学校・中学校 現場からの報告
- 質疑応答
- 協議
 - ・学校へのサポート
 - ・児相、区との連携

6月16日(火) 第3回小委員会

- 提言の検討

6月25日(木) 第4回小委員会

- 提言の検討
- リーフレットへの助言

7月1日(水) 第2回委員全体会

- 提言のまとめ